

思いやりの心にあふれる ひとにやさしいまちづくりを実現するためには、 みなさんのご理解とご協力が必要です。



「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」は、高齢者や障害者を含むすべての人が社会に参加し、ともに安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して平成8年に制定されました。茨城県ではこの条例の趣旨を実現するため、様々な取り組みを推進しています。

○条例制定の趣旨

社会の急速な高齢化に対応し、高齢者や障害者を含むすべての人が社会に参加し、ともに安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むことを目指しています。

○基本的な考え方

- 高齢者や障害者を含むすべての人にとって、やさしいまちづくりを推進するためには、行政のみならず事業者や県民の理解と協力が必要です。このため、行政、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、それぞれが「ひとにやさしいまちづくり」に関する責務の重要性を認識し、相互に連携して一体となって推進しましょう、という理念が基本的な考え方です。
- 特に多くの人々が利用する公共性の高い施設等の整備改善や、ひとにやさしい心の醸成等について、事業者や県民の理解や協力を得て推進することを目指しています。



県民

- ひとにやさしいまちづくりの理解促進
- 行政施策への協力

市町村

- 地域の実情に応じた施策の推進
- 県の施策への協力
- 率先した施設整備

ひとにやさしい まちづくり

事業者

- だれもが利用しやすい製品・サービスの提供、施設整備への努力
- 行政施策への協力

県

- 総合的施策の推進
- だれもが利用しやすい施設等の率先した整備推進
- 公的機関への取り組み要請

